

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第433号 平成24年11月12日

学力引上げ条例

釧路市議会の超党派議員で作る「釧路市基礎学力問題研究議員連盟」は、12月議会に「釧路市の子どもたちの基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例」を提案すると発表しました。

新聞報道を見ると、「学力向上条例」とか「学力底上げ条例」などと紹介されていますが、傑作なのは「学力保障条例」でしょうか。いずれにせよ、この条例は、飽く迄も子ども達の学力向上に向けた取り組みを促進するための条例と解すべきでしょう。

釧路市では、全国学力・学習状況調査の結果、正答率が全道平均を下回る状況が続いていますが、こうした中「釧路の教育を考える会」が立ち上がるなど、市民の間にも子ども達の学力に対する危機感が高まって来ています。

今回の条例案は、議員連盟の月田代表が「地域を担う人材を育てるため学力の底上げは急務。条例によって、すべての関係者に責任を負う共通認識をつくりたい(10月30日付北海道新聞)」と述べているように、釧路市全体で子ども達の学力向上に取り組もうという強いメッセージといえるでしょう。

条例案の中身を簡単に紹介しますと、

第2条の定義では、「学力」を客観的な数値目標で把握できるもの、「基礎学力」は義務教育の課程で習得する読み・書き・計算の知識と技能としています。

第4条の市長の責務では、教育委員会の機能強化や、必要な財政措置への努力を求めています。

第5条の教育委員会の責務では、教育推進計画の進行状況を毎年公表する事等を求めています。

第6条の小中学校の責務では、授業の進度を保護者に適宜説明する事や学力調査の結果などの公表を求めています。

第8条の保護者の責務では、教育委員会や小中学校からの要請に対して努力を惜しまず実行に努める事等を求めています。

この中で、「学力」の定義について、数値化できるものに限定している事が議論を呼んでいます。読み・書き・計算の力を付ける事が基礎学力の向上にとって重要であることは間違いありませんが、「学力」は幅広く捉えるべきだと考える私にとって

も疑問のあるところです。この点について、月田代表は「本条例案における学力の定義は、あくまで本条例における定義であって、文科省の定義を否定するとか、また変えるべきとも考えておりません。それは、第3条（基本理念）2項にも「前項の規定による教育の推進に当たっては、知・徳・体のバランスに十分に配慮するとともに・・・」と記述している通りです」と述べています（釧路の教育を考える会のブログから）。しかし、学校における教育実践が、数値化できる「学力」に傾斜する事により、他が疎かになりはしないか心配な面もあります。

率直に申し上げますと、条例の内容は、いずれも条例に書かなければ出来ないというものは一つもないように思います。例えば、学力調査の結果も、公表しようと思えば今直ぐにでも可能でしょう。しかし、そうならないのは学校や教育委員会の姿勢にある訳で、今回の条例化への動きは、教育委員会や学校に対するプレッシャーでもあります。

また、第8条の保護者の責務に関しては、家庭の教育力の低下が指摘されている中、改めて問題提起をした形となっています。各家庭が子ども達の「学力」にもっと関心を持ち、学校に協力していく必要がある事は否定しませんが、条文を読んでいると、家庭が教育委員会や学校の下請けのようにも見えてしまいます。母子家庭など、家庭の状況によっては学校への協力が難しい場合もあります。個々の事情に応じて家庭への支援も含め、各家庭と学校との連携をどう進めていくかを考えていく必要があります。

今回の条例案に対して、北海道教育委員会の武藤義務教育課長は「地域全体で危機感の共有が広がりつつあるのではないか。全国水準まで上げるという大きな目標の実現に向けた着実な一歩だと思う」とコメントしています（10月31日付朝日新聞）。

北海道の子ども達の学力不足の問題に対して、北海道教育委員会ははじめ各市町村教育委員会、学校では対策に乗り出しているところですが、地域や家庭も巻き込んで取り組むという意味では、今回の条例案は画期的といえるでしょう。

今後の議論の推移に、注目したいと思います。（塾頭：吉田 洋一）